

請 書

1 件 名

外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上

2 調達の目的

外国要人の円滑かつ安全な移動

3 業務の内容等

別添仕様書のとおり

4 契約単価（税込み）

ワゴンA 1台につき最初の1時間又は15kmまで6,480円

それ以後30分又は7.5km増すごとに3,240円とする。

ワゴンB 1台につき最初の1時間又は15kmまで7,560円

それ以後30分又は7.5km増すごとに3,780円とする。

5 予定時間

別紙のとおり

6 予定総額（税込み）

金98,280円

7 キャンセル料

ハイヤー借上時間に応じて算出する。

8 検査の時期等

(1) 受注者は、3月4日（月）以降速やかに配車先及び運行時間を、最高裁判所（以下「発注者」という。）に書面により通知する。

(2) 発注者は、上記(1)の通知を受理した日から起算して10日以内に検査を実施する。

9 料金の支払方法等

(1) 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出する。

(2) 発注者は、(1)の請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

10 発注者の契約解除権

(1) 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

ア この契約の条項又は別添仕様書に違反した場合

イ 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

ウ 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

エ その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

(3) 発注者は、(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したのあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払うものとする。

11 受注者の契約解除権

- (1) 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別添仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。
- (2) (1)の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- (3) 受注者が(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払わなければならない。

12 違約金

前二項の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 発注者及び受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た相互の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。
- (2) その他の必要な事項については、発注者の指示に従う。

以上の内容により、お請けいたします。

平成31年 月 日

受注者 東京都北区浮間5-4-51-4階101号
日本交通株式会社
代表取締役 川鍋 一朗

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿

仕 様 書

- 第1 件名
外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上
- 第2 調達の目的
外国要人の円滑かつ安全な移動
- 第3 業務の内容
- 1 業務内容
発注者の指示する日時、場所及び台数を厳守してハイヤーを配車する。また、安全運転で業務を遂行すること。
 - 2 料金
走行時間又は走行距離を元に算出する。
走行時間又は走行距離の算出にあたっては、受注者の営業所等（車両の出発地）を出庫してから受注者の営業所等（車両の帰着地）に帰庫するまでを対象とする。
なお、高速道路（有料道路）通行料、駐車料金及びその他本件業務の実施のために必要かつ実費にて支払うことが適当であると発注者が認めた費用は実費精算するものとする。受注者は、これらの費用が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議する。
また、料金には、燃料費、車両にかかる減価償却費、維持費、公租公課、運転手、人件費及び本件業務にかかる管理費を含むものとする。
 - 3 予定時間等
別紙のとおり。予定日、予定時間、予定区間及び予定台数は変更の可能性がある。変更する場合、発注者は受注者に対し、原則、配車前日の午後6時までに通知するものとする。
 - 4 運転手の条件等
 - (1) ハイヤーの運転歴が1年以上あり、かつ5年以上の運転実績があり、さらに直近5年間に於いて無事故無違反の優良ドライバーであること。
 - (2) 外国要人の要望内容を理解できる程度の簡易な英会話に対応できること（東京に限る。）。
 - (3) 受注者が直接雇用する従業員であること。
 - (4) 運転手は、節度と良識を兼ね備え、その職責を果たしうる頑健な者であること。
 - (5) 受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た発注者の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。
 - 5 車両の条件
本業務に使用する車両は、別紙記載の「ワゴンA」については1台あたり5人以上（運転手を除く。）、同「ワゴンB」については1台あたり8人以上（運転手を除く。）それぞれ乗車可能で、かつ調達の目的に見合う車格（参考：別紙記載の「ワゴンA」についてはアルファード又は同等クラスのワゴン車、同「ワゴンB」についてはハイ

エース又は同等クラスのリボーン車) とする。

第4 その他特記事項

- 1 受注者は、契約後、平成31年2月28日午後5時までに、~~別紙記載の予定日ごと~~^{あり}に車種、車番、車色、運転手の略歴及び運転手の連絡先を発注者に提出する。
- 2 受注者は、ハイヤーの運行中、破損その他の理由により当該乗用自動車の運行が不可能となった場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、予定した車両と同等の代車を提供するものとする。
なお、この場合における代車提供にかかる費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、仕様書に定められた事項に関する具体的な内容について、発注者の担当者の指示に従う。
- 4 受注者側又は配車された車両の都合により延長する場合は、当該事情が継続した時間は、料金に加算しないものとする。
- 5 運行経路については、経済的かつ合理的な経路を選択すること。
- 6 キャンセル料については、ハイヤーを借り上げた時間に応じて算出することとするが、詳細は契約成立後、発注者及び受注者において協議するものとする。
- 7 その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者において別途協議することとする。

【別紙】

No.	予定日	予定時間	予定区間	車種	台数
1	3月3日	15:00~17:00	羽田空港→ホテルニューオータニ	ワゴンA	2
				ワゴンB	2

(注1) 現時点での予定であり、変更の可能性がある。

(注2) ワゴンA…アルファード又は同等クラスのワゴン車(乗車人数5人以上(運転手を除く。))
ワゴンB…ハイエース又は同等クラスのワゴン車(乗車人数8人以上(運転手を除く。))

見積書

最高裁判所 御中



日本交通株式会社

東京都北区浮間5-4-51-4階10

代表取締役 川鍋

担当

下記の通りお見積りいたします。

予定総額見積

No.	商品	お迎え場所	お送り場所	金額(税込)	台数	小計(税込)
1	ワゴンA (アルファード等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥22,680	2台	¥45,360
2	ワゴンB (ハイエース等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥26,460	2台	¥52,920
					予定総額	¥98,280

採用

単価見積

商品	適用	詳細	単価(税込)
ワゴンA (アルファード等)	初回料金	最初の1時間または15kmまで	¥6,480
	超過料金	それ以降30分または7.5km増すごとに	¥3,240
ワゴンB (ハイエース等)	初回料金	最初の1時間または15kmまで	¥7,560
	超過料金	それ以降30分または7.5km増すごとに	¥3,780

(御見積条件)

- 1 高速道路等利用料金及び駐車料金等は別途頂戴いたします。
- 2 料金算定の基準は、弊社の営業所を出てから戻るまでの距離または時間が対象となります。
- 3 実際の走行により上記料金は変動いたします。
- 4 お見積もり期限:2019年3月3日まで。

裁判所
最高裁判所
庁 費

借料及び損料

① (年額以外)

その他



平成31年2月8日

見積書

最高裁判所 御中



日本交通株式会社

東京都北区浮間5-4-51-4階10

代表取締役 川鍋
担当

下記の通りお見積りいたします。

予定総額見積

No.	商品	お迎え場所	お送り場所	金額(税込)	台数	小計(税込)
1	ワゴンA (アルファード等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥22,680	2台	¥45,360
2	ワゴンB (ハイエース等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥26,460	2台	¥52,920
予定総額						¥98,280

採用
(原本迄完)

(3.5h)

単価見積

商品	適用	詳細	単価(税込)
ワゴンA (アルファード等)	初回料金	最初の1時間または15kmまで	¥6,480
	超過料金	それ以降30分または7.5km増すごとに	¥3,240
ワゴンB (ハイエース等)	初回料金	最初の1時間または15kmまで	¥7,560
	超過料金	それ以降30分または7.5km増すごとに	¥3,780

(御見積条件)

- 1 高速道路等利用料金及び駐車料金等は別途頂戴いたします。
- 2 料金算定の基準は、弊社の営業所を出てから戻るまでの距離または時間が対象となります。
- 3 実際の走行により上記料金は変動いたします。
- 4 お見積もり期限:2019年3月3日まで。

裁 判 所
最 高 裁 判 所
庁 費

借料及び損料

① (年額以外)

その他



FAX 送付状

送付日 : 2019年2月8日

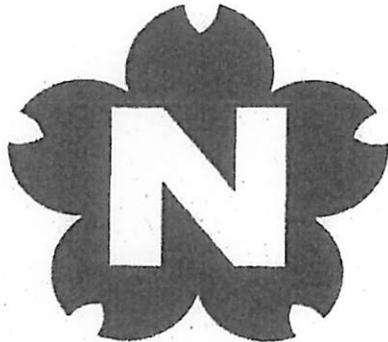
送付枚数 : 2枚(送付状含む)

送付先 : 最高裁判所事務総局

経理局用度課運輸係

TEL : [REDACTED]

FAX : [REDACTED]



日本交通株式会社 赤坂営業所

[REDACTED]
〒100-6190

東京都千代田区永田町 2-11-1

TEL : 03-3591-2151

FAX : 03-3591-2155

至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください ご参考まで

連絡事項

お世話になっております。

見積書を送付いたします。

ご確認ください。



2019年2月7日

御見積もり書

最高裁判所 御中

HINOMARU LIMOUSINE

株式会社 日の丸リムジン

株式会社 日の丸リムジン
東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビルB1F

日付	車種	台数	行程	時間	距離	基本料金	高速料金	乗車料金
2019/3/3	アルファード	2	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥49,940	¥2,880	¥52,820
2019/3/3	ハイエース	2	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥49,940	¥2,880	¥52,820

合計:

¥105,640

(3.5人)

¥99,880.-

備考

※駐車場代、宿泊費等ははご利用に応じて別途加算されます。

料金は最初の1時間/15km ¥7620(税込) 以降30分/7.5km ¥3470(税込)にて計算しております。

また、上記は御見積りであり実運行に基づき料金は変わります。料金は当営業所を出庫し、当営業所へ帰庫する迄の計算となります。



不
精
算

2019年2月7日

最高裁判所事務総局経理局用度課
柿沼様

書類送付のご案内

株式会社日の丸リムジン

TEL: 03-3505-0707

Email: [REDACTED]

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

別紙の書面をお送り致します。 早速ですが、下記の書類をお送り致しますので、
ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

平成31年3月3日分お見積書

1部

以上



2019年2月8日

最高裁判所 御中

国際ハイヤー株式会社
第二支店
取締役第二支店長

〒141-0033 東京都品川区西品川 1-8-2
電話 (03) 5434-5931 FAX (03) 5434-5677

御見積書

貴社ますますご清栄のことと御慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、御問い合わせいただきましたハイヤー料金につきまして下記の通り御見積り申し上げます。

記

■ハイヤーご料金

ご利用日 :	平成31年3月3日		
ご利用時間 :	15:00-17:00	(3時間30分以内/回送時間を含む)	
ご利用経路 :	羽田空港~ホテルニューオータニ		
車種 :	アルファード	/ 2台	
ご料金	...		50,640円 (消費税込)
ご利用日 :	平成31年3月3日		
ご利用時間 :	15:00-17:00	(3時間30分以内/回送時間を含む)	
ご利用経路 :	羽田空港~ホテルニューオータニ		
車種 :	ハイエース	/ 2台	
ご料金	...		50,640円 (消費税込)

¥101,280.-

◇追加料金

7.5km以内延長ごとに		3,520円 (消費税込)
--------------	--	------------------

◆料金単価

- ◆最低料金 (2時間/30km以内)
大型車 (アルファード/ハイエース) 14,770円 (税込)
- ◆最低料金以降、30分以内または7.5km以内延長ごとに
大型車 (アルファード/ハイエース) 3,520円 (税込)

- ※ 料金算定の起点は弊社車庫(西品川)~車庫(西品川)となります。
- ※ 有料道路、駐車場ご利用料金は別途ご請求させていただきます。
- ※ ご利用時間、経路の変更に伴い、ご請求金額が増減することがございます。

※見積もり有効期限は、上記日付より60日とさせていただきます。



不採用 (原本送完)

F A X 送 信 表

送付先：
最高裁判所事務総局
経理用度課 柿沼様
電話 (03) 3264-8669 FAX (03) 3234-0923

差出人
平成 31 年 2 月 8 日
国際ハイヤー株式会社
第 二 支 店
〒141-0033 東京都品川区西品川 1-8-2
電話 (03) 5434-5931 FAX (03) 5434-5677
送信枚数 1枚 (送信表含まず)

件名： 御見積書 …… 1部

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回覧ください

◆ 連絡事項 ◆

お世話になっております。
国際ハイヤーの[]でございます。
この度は、弊社ハイヤーへお問い合わせを頂きまして誠にありがとうございます。
お見積書を送付いたしますので、ご確認くださいませ。

また仕様書 第3 業務の内容 4運転手の条件等(2)についてですが、
誠に申し訳ございませんが英会話対応可能な乗務社員の確約は出来かねます。

その他ご質問やご要望がございましたら、お気軽にご連絡下さいませ。
どうぞ、よろしく願いたします。

以上



2019年2月8日

最高裁判所 御中

国際ハイヤー株式会社
第二支店
取締役第二支店長

〒141-0033 東京都品川区西品川 1-8-2
電話 (03) 5434-5931 FAX (03) 5434-5677

御見積書

貴社ますますご清栄のことと御慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、御問い合わせいただきましたハイヤー料金につきまして下記の通り御見積り申し上げます。

記

■ハイヤーご料金

ご利用日 :	平成31年3月3日		
ご利用時間 :	15:00-17:00	(3時間30分以内/回送時間を含む)	
ご利用経路 :	羽田空港～ホテルニューオータニ		
車種 :	アルファード	/ 2台	
ご料金		50,640円 (消費税込)

ご利用日 :	平成31年3月3日		
ご利用時間 :	15:00-17:00	(3時間30分以内/回送時間を含む)	
ご利用経路 :	羽田空港～ホテルニューオータニ		
車種 :	ハイエース	/ 2台	
ご料金		50,640円 (消費税込)

◇追加料金

7.5km以内延長ごとに		3,520円 (消費税込)
--------------	--	------------------

◆料金単価

◆最低料金 (2時間/30km以内)
大型車 (アルファード/ハイエース) 14,770円 (税込)

◆最低料金以降、30分以内または7.5km以内延長ごとに
大型車 (アルファード/ハイエース) 3,520円 (税込)

- ※ 料金算定の起点は弊社車庫 (西品川)～車庫 (西品川) となります。
- ※ 有料道路、駐車場ご利用料金は別途ご請求させていただきます。
- ※ ご利用時間、経路の変更に伴い、ご請求金額が増減することがございます。

※見積もり有効期限は、上記日付より60日とさせていただきます。



委任状

最高裁判所事務総局
経理局用度課運輸係 御中

平成 30 年 11 月 5 日

委任者	所在地 商号又は名称 代表者名	東京都港区赤坂2-8-6 国際ハイヤー株式会社 代表取締役社長 加藤 寛
-----	-----------------------	--

受任者	所在地 商号又は名称 役職名 氏名	東京都品川区西品川1-8-2 国際ハイヤー株式会社 第二支店 支店長 [Redacted]
-----	----------------------------	--

当社、[Redacted]を代理人と定め下記権限を委任いたします。

1. 委任事項

ア) 一般乗用旅客自動車（ハイヤー）の供給業務に係る一切の権限



以上

ファックス送信書			
送信日時	平成31年2月6日 (水) <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 午後5時10分		
宛先	国際ハイヤー株式会社 [REDACTED] 様		
発信者	最高裁判所事務総局 経理局用度課運輸係	発信 取扱者	最高裁判所事務総局 経理局用度課 担当者 柿沼
標題	平成31年3月3日(日)のハイヤー借上について		
送信枚数	6枚(送信書を含む)		
備考	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>さて、3月3日(日)のハイヤー借上について貴社様と他社様との見積もり合わせによって調達を行いたいと思っております。</p> <p>仕様書及び請書(案)を確認の上、正式の見積書をお願いいたします。</p> <p>見積書には、日付け、会社名、会社住所及び代表取締役名を記入し、代表取締役印を押印して、宛先は、「最高裁判所」でお願いいたします。1部FAXするとともに原本を郵送して下さい。</p> <p>なお、代表取締役印が押印できない場合は、支店長の [REDACTED] さまへの委任状のご提出がありますので、支店長印でも可です。</p> <p>おつて、見積書には、料金単価を記入願います。</p> <p>短期間での依頼で申し訳ございませんが、2月12日(火)の午前中までにFAXの送付をお願いいたします。</p> <p>ご不明な点は、ご連絡願います。</p>		
<p>経理局用度課：TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]</p>			

請 書 (案)

- 1 件 名
外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上
- 2 調達の目的
外国要人の円滑かつ安全な移動
- 3 業務の内容等
別添仕様書のとおり
- 4 契約単価（税込み）
ワゴンA 1台につき 最初の○時間又は○○kmまで ○, ○○○円
それ以後○○分又は○. ○kmまで増すごとに ○, ○○○円とする。
ワゴンB 1台につき 最初の○時間又は○○kmまで ○, ○○○円
それ以後○○分又は○. ○kmまで増すごとに ○, ○○○円とする。
- 5 予定時間
別紙のとおり
- 6 予定総額（税込み）
金○○○, ○○○円
- 7 キャンセル料
ハイヤー借上時間に応じて算出する。
- 8 検査の時期等
 - (1) 受注者は、3月4日（月）以降速やかに配車先及び運行時間を、最高裁判所（以下「発注者」という。）に書面により通知する。
 - (2) 発注者は、上記(1)の通知を受領した日から起算して10日以内に検査を実施する。
- 9 料金の支払方法等
 - (1) 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受領した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出する。
 - (2) 発注者は、(1)の請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。
- 10 発注者の契約解除権
 - (1) 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - ア この契約の条項又は別添仕様書に違反した場合
 - イ 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - ウ 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - エ その他この契約の目的を達することができないと認められる場合
 - (2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
 - (3) 発注者は、(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払うものとする。

11 受注者の契約解除権

- (1) 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別添仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。
- (2) (1)の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- (3) 受注者が(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払わなければならない。

12 違約金

前二項の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 発注者及び受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た相互の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。
- (2) その他の必要な事項については、発注者の指示に従う。

以上の内容により、お請けいたします。

平成31年 月 日

受注者

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿

仕 様 書

第 1 件名

外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上

第 2 調達目的

外国要人の円滑かつ安全な移動

第 3 業務の内容

1 業務内容

発注者の指示する日時、場所及び台数を厳守してハイヤーを配車する。また、安全運転で業務を遂行すること。

2 料金

走行時間又は走行距離を元に算出する。

走行時間又は走行距離の算出にあたっては、受注者の営業所等（車両の出発地）を出庫してから受注者の営業所等（車両の帰着地）に帰庫するまでを対象とする。

なお、高速道路（有料道路）通行料、駐車料金及びその他本件業務の実施のために必要かつ実費にて支払うことが適当であると発注者が認めた費用は実費精算するものとする。受注者は、これらの費用が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議する。

また、料金には、燃料費、車両にかかる減価償却費、維持費、公租公課、運転手、人件費及び本件業務にかかる管理費を含むものとする。

3 予定時間等

別紙のとおり。予定日、予定時間、予定区間及び予定台数は変更の可能性がある。変更する場合、発注者は受注者に対し、原則、配車前日の午後 6 時までに通知するものとする。

4 運転手の条件等

(1) ハイヤーの運転歴が 1 年以上あり、かつ 5 年以上の運転実績があり、さらに直近 5 年間に於いて無事故無違反の優良ドライバーであること。

(2) 外国要人の要望内容を理解できる程度の簡易な英会話に対応できること（東京に限る。）。

(3) 受注者が直接雇用する従業員であること。

(4) 運転手は、節度と良識を兼ね備え、その職責を果たしうる頑健な者であること。

(5) 受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た発注者の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。

5 車両の条件

本業務に使用する車両は、別紙記載の「ワゴン A」については 1 台あたり 5 人以上（運転手を除く。）、同「ワゴン B」については 1 台あたり 8 人以上（運転手を除く。）それぞれ乗車可能で、かつ調達の目的に見合う車格（参考：別紙記載の「ワゴン A」についてはアルファード又は同等クラスワゴン車、同「ワゴン B」についてはハイ

エース又は同等クラスのワゴン車)とする。

第4 その他特記事項

- 1 受注者は、契約後、平成31年2月28日午後5時までに、別紙記載の予定日ごとに車種、車番、車色、運転手の略歴及び運転手の連絡先を発注者に提出する。
- 2 受注者は、ハイヤーの運行中、破損その他の理由により当該乗用自動車の運行が不可能となった場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、予定した車両と同等の代車を提供するものとする。
なお、この場合における代車提供にかかる費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、仕様書に定められた事項に関する具体的な内容について、発注者の担当者の指示に従う。
- 4 受注者側又は配車された車両の都合により延長する場合は、当該事情が継続した時間は、料金に加算しないものとする。
- 5 運行経路については、経済的かつ合理的な経路を選択すること。
- 6 キャンセル料については、ハイヤーを借り上げた時間に応じて算出することとするが、詳細は契約成立後、発注者及び受注者において協議するものとする。
- 7 その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者において別途協議することとする。

【別紙】

No.	予定日	予定時間	予定区間	車種	台数
1	3月3日	15:00～17:00	羽田空港→ホテルニューオータニ	ワゴンA	2
				ワゴンB	2

(注1) 現時点での予定であり、変更の可能性がある。

(注2) ワゴンA…アルファード又は同等クラスのワゴン車(乗車人数5人以上(運転手を除く。))
ワゴンB…ハイエース又は同等クラスのワゴン車(乗車人数8人以上(運転手を除く。))

(別紙)

予定価格の積算根拠

1 件名 外国要人の招へいにおける乗用自動車(ハイヤー)の借上

2 積算根拠

乗用自動車の借り上げの費用は、積算資料等の刊行物には掲載されていない。

また、ハイヤーの料金は運輸局の認可制であるため料金設定は一定ではなく、

自社営業所から用務先、送り先から自社営業所までの経路を利用料金に反映させているため、参考見積書を徴取して一番廉価を予定価格とする。
よって、一番廉価な日本交通株式会社の98,280円を予定価格とする。

平成31年2月12日

用度課運輸係 柿沼 雅裕

出発時間	迎え先	送り先	到着時間	車種	数量	(株)目の丸リムジン	日本交通(株)
15:00	羽田空港	ホテルニューオータニ 千代田区紀尾井町4-1	17:00	ワゴンA	2	43,000	45,360
15:00	羽田空港	ホテルニューオータニ 千代田区紀尾井町4-1	17:00	ワゴンB	2	43,000	52,920
						3.5時間	3.5時間
						86,000	98,280

※不採用の理由は、別添電話聴取書のとおり

電話聴取書

日時	平成31年2月12日(火) 17時10分
当方	最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係長 柿沼
相手方	株式会社日の丸リムジン ■■■ 氏
聴取内容	
<p>《当方》</p> <p>見積書の金額について確認させてください。秘書課渉外第一係が依頼した平成31年1月22日作成の見積書基本料金と当方で依頼した平成31年2月7日作成の見積書基本料金と乖離があるのですが、どちらかの金額が間違っていますでしょうか。</p> <p>《相手方》</p> <p>秘書課渉外係より市場価格調査の見積書依頼がありましたが、提出した見積書の基本料金に間違いがありました。官公庁からの依頼には、本来「認可料金」で作成しなければならないところ、私のミスで「パック料金」で作成して提出しました。</p> <p>具体的には、21,500円とあるパック料金が、24,970円の認可料金となります。それぞれ税込み価格です。</p> <p>《当方》</p> <p>了解しました。そのことは、秘書課へ連絡しましたか。</p> <p>《相手方》</p> <p>秘書課様より連絡がなかったので、そのままです。こちらからは、連絡していません。</p> <p>《当方》</p> <p>了解しました。</p>	

(別紙)

予定価格の積算根拠

1 件名 外国要人の招へいにおける乗用自動車(ハイヤー)の借上

2 積算根拠

乗用自動車の借り上げの費用は、積算資料等の刊行物には掲載されていない。

また、ハイヤーの料金は運輸局の認可制であるため料金設定は一定ではなく、

自社営業所から用務先、送り先から自社営業所までの経路を利用料金に反映させているため、参考見積書を徴取して一番廉価を予定価格とする。

よって、一番廉価な株式会社日の丸リムジンの86,000円を予定価格とする。

平成31年2月5日

用度課運輸係 柿沼 雅裕

出発時間	迎え先	送り先	到着時間	車種	数量	(株)日の丸リムジン	日本交通(株)
15:00	羽田空港	ホテルニューオータニ 千代田区紀尾井町4-1	17:00	ワゴンA	2	43,000	45,360
15:00	羽田空港	ホテルニューオータニ 千代田区紀尾井町4-1	17:00	ワゴンB	2	43,000	52,920
						3.5時間	3.5時間
						86,000	98,280

東京

2019年1月22日

御見積もり書



日付	車種	台数	行程	時間	距離	基本料金	高速料金	乗車料金
2019/3/4	アルファード	1	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥21,500 _h	¥1,440	¥22,940
2019/3/9	アルファード	1	ホテルニューオータニ→羽田空港	14:00-16:00	50km	¥21,500	¥1,440	¥22,940

合計:

¥45,880

Total:

¥45,880

備考

※高速代、駐車場代、宿泊費等はご利用に応じて別途加算されます。

また、上記は御見積りであり実運行に基づき料金は変わります。料金は当営業所を出庫し、当営業所へ帰庫する迄の計算となります。

75

2019年1月22日

御見積もり書



日付	車種	台数	行程	時間	距離	基本料金	高速代	乗車料金
2019/3/4	ハイエース	1	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥21,500	¥1,440	¥22,940
2019/3/9	ハイエース	1	ホテルニューオータニ→羽田空港	14:00-16:00	50km	¥21,500	¥1,440	¥22,940

合計:

¥45,880

Total:

¥45,880

備考

※駐車場代、宿泊費等はご利用に応じて別途加算されます。

また、上記は御見積りであり実運行に基づき料金は変わります。料金は当営業所を出庫し、当営業所へ帰庫する迄の計算となります。

電話聴取書

日 時 平成31年1月18日 午後1時45分

発信者 最高裁秘書課渉外一係 大松

受信者 日の丸リムジン [REDACTED]

件 名 見積書中の消費税について

聴 取 要 旨

(受信者陳述要旨)

見積書に記載の基本料金は、消費税込みの金額である。

平成31年1月16日

見積書

最高裁判所 御中



日本交通株式会社

東京都北区浮間5-4-51-4階101号

代表取締役 川鍋 一郎

下記の通り御見積りいたします。

No.	商品	お迎え場所	お送り場所	金額(税別)	高速料金(概算)
1	ワゴンA (アルファード等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥21,000 (22,680)	¥1,200
	ワゴンB (ハイエース等)	羽田空港	ホテルニューオータニ	¥24,500 (26,460)	¥1,200
2	ワゴンA (アルファード等)	ホテルニューオータニ	羽田空港	¥21,000	¥1,200
	ワゴンB (ハイエース等)	ホテルニューオータニ	羽田空港	¥24,500	¥1,200
1	ワゴンA (アルファード等)	成田空港	ホテルニューオータニ	¥40,000	¥5,500
	ワゴンB (ハイエース等)	成田空港	ホテルニューオータニ	¥45,000	¥5,500
2	ワゴンA (アルファード等)	ホテルニューオータニ	成田空港	¥40,000	¥5,500
	ワゴンB (ハイエース等)	ホテルニューオータニ	成田空港	¥45,000	¥5,500

(御見積条件)

- 1 消費税・高速道路等利用料金及び駐車料金等は別途頂戴いたします。
- 2 料金算定の基準は、弊社の営業所を出てから戻るまでの距離または時間が対象となります。
- 3 実際の走行により上記料金は変動いたします。
- 4 お見積もり期限: 2019年2月28日まで。

2019年2月7日

御見積もり書

最高裁判所 御中

HINOMARU LIMOUSINE

株式会社日の丸リムジン

株式会社日の丸リムジン
 東京都千代田区有楽町1-12-1
 新有楽町ビルB1F

日付	車種	台数	行程	時間	距離	基本料金	高速料金	乗車料金
2019/3/3	アルファード	2	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥49,940	¥2,880	¥52,820
2019/3/3	ハイエース	2	羽田空港→ホテルニューオータニ	15:00-17:00	50km	¥49,940	¥2,880	¥52,820

合計： ¥105,640

備考

※駐車場代、宿泊費等はご利用に応じて別途加算されます。
 料金は最初の1時間/15km ¥7620(税込) 以降30分/7.5km ¥3470(税込)にて計算しております。
 また、上記は御見積りであり実運行に基づき料金は変わります。料金は当営業所を出庫し、当営業所へ帰庫する迄の計算となります。



(株)日の丸リムジン
 丸の内営業所
 〒100 0006 東京都千代田区有明1-12-1
 TEL 03-3215-0818
 FAX 03-3212-0728

FAX

送先: 最高裁判所事務総局総務局用度課

発信元: [REDACTED]

柿沼様

FAX 番号: [REDACTED]

送付枚 2枚

数:

電話番号: [REDACTED]

日付: 2019/02/07

件名: H81/8/8 ハイヤー借上について

配布先:

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回覧
 ください

平素より大変お世話になっております。

本日ご依頼いただきました 8/3 のハイヤー借上の見積書をお送りいたします。

見積書にご不明な点等ございましたら、お問い合わせいただければと思います。

また、原本は別途郵送でお送りいたします。

以上

